

会長声明

ロシア政府はウクライナへの侵略を即刻停止し、  
速やかに撤退することを切望する

東京保険医協会  
会長 須田 昭夫

〒160-0023 新宿区西新宿3-2-7-4階  
TEL03-5339-3601 FAX03-5339-3449

ロシア政府は2月24日、ウクライナへの侵略を開始しました。ミサイル攻撃や地上軍を投入し、首都キエフをはじめウクライナ全土を攻撃しています。この侵略行為により子どもたちを含む多数のウクライナの市民が死傷し、国外への避難を余儀なくされるなど重大な人権侵害が起きています。

このようなロシア政府の行動は、明らかにウクライナの主権および領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法への深刻な違反であり、国連憲章の重大な無視です。いかなる理由であれ、力による一方的な軍事攻撃は断じて許されるものではありません。これは単に2国間の問題にとどまらず、国連憲章、国際法の基本原則に違反し、第二次世界大戦以降、世界各国や国際連合が不断の努力によって維持拡大してきた国際社会の平和秩序を破壊する暴挙であり、強く抗議するものです。

さらに、プーチン大統領は侵攻開始にあたり、ロシアは核保有大国であると繰り返し述べ、その先制使用にまで言及していることは核兵器廃絶に向かう歴史の潮流を無視する許しがたい行為です。わが国は国際紛争を解決する手段として武力による威嚇や行使を明確に否定する日本国憲法9条を持ち、唯一の戦争被爆国です。日本政府には、ロシア政府の侵略行為と核兵器による威嚇を厳しく批判するとともに、国際社会とも連携し、制裁を含めて迅速かつ厳格な対応を行い、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナの平和を取り戻すことに尽力するよう強く要請します。

私たちは、あらゆる人々のいのちと健康を守る医療者の立場から、ロシア政府に対し、ウクライナへの侵略行為を即刻停止し速やかに撤退すること、および核兵器の全面的廃絶に向けて誠実に行動することを切望します。

以上